中華人民共和国民法総則

李 智 基 · 加 藤 幸 英

(2017年3月15日第12回全国人民代表大会第5次会議通過)

中華人民共和国主席令第66号

《中華人民共和国民法総則》は、中華人民共和国人民代表大会第5次会議において2017年3月15日に通過したため公布を行い、2017年10月1日から施行する。

中華人民共和国主席 習近平

2017年3月15日

http://www.npc.gov.cn/2grdw/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm 目次

第一章 基本原則

第二章 自然人

第一節 民事上の権利能力及び民事上の行為能力

第二節 監護

第三節 失踪宣告及び死亡宣告

第四節 個人工商業者 (個人事業主に相当する)、農村請負経営者 (永小作人に相当する)

第三章 法人

第一節 一般規定

第二節 営利法人

第三節 非営利法人

第四節 特別法人

第四章 非法人組織

第五章 民事上の権利

第六章 民事法律行為

第一節 一般規定

第二節 意思表示

第三節 民事法律行為の効力

第四節 条件付き民事法律行為及び期限付き民事法律行為

第七章 代理

第一節 一般規定

第二節 委託代理

第三節 代理の終了

第八章 民事責任

第九章 訴訟時効

第十章 期間の計算

第十一章 附則

第一章 基本原則

第1条 民事主体の合法的な権利と利益を守り、民事上の関係を調整し、 社会と経済の秩序を維持し、中国独自の社会主義の発展の要請に適合し、 社会主義の基本的価値観を発揚するため、憲法に基づいて、本法を制定 する。

第2条 民法は平等な民事主体としての自然人、法人及び非法人組織の

間の身分関係と財産関係を調整する。

第3条 民事主体の人格権、財産権及びその他の合法的な権利・利益は 法による保護を受け、如何なる組織または個人によっても侵されない。 第4条 民事主体の民事活動における法律上の関係は一律的に平等であ る。

第5条 民事主体が民事活動に従事するときは、意思自治の原則に基づき、自らの意思に従って、民事上の法律関係の設定、変更及び終了を行わなければならない。

第6条 民事主体は民事活動に従事する際、信義の原則に従い、各当事者の権利及び義務を合理的に確定しなければならない。

第7条 民事主体が民事的活動を行う際には、誠実の原則に従い、誠実 に、合意を遵守しなければならない。

第8条 民事主体は民事活動に従事する場合には、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。

第9条 民事主体が民事活動に従事する際には、資源を節約し、環境保護に努めなければならない。

第10条 民事上の紛争を処理する際には、法律の規定に基づかなければならない。法に定めるところがない場合には、慣習を適用することができる。ただし、公序良俗に反してはならない。

第11条 民事上の関係につき、その他の法律に特段の定めるところが ある場合には、その規定に従う。

第12条 中華人民共和国の領域内における民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する。法律に特段の定めるところがある場合には、その規定に従う。

第二章 自然人

第一節 民事上の権利能力及び民事上の行為能力

第13条 自然人は出生のときから死亡のときまでの間、法律に基づいて民事上の権利を有し、民事上の義務を負う。

第14条 自然人の民事上の権利能力は一律に平等である。

第15条 自然人の出生日時及び死亡の日時は、出生証明、死亡証明に 記載される日時を基準とする。出生証明、死亡証明が存しない場合、戸 籍登記またはその他の有効な身分登記に記載された日時を基準とする。 その他の証拠をもって上記の記載日時を覆すことに足りる場合には、当 該証拠が証明する日時を基準とする。

第16条 遺産相続、贈与を受けるなど胎児の利益保護に関わる際には、 胎児であっても民事上の権利能力を有するものとみなす。ただし、胎児 は出生した時に死体であった場合には、その民事上の権利能力は初めか ら存在しなかったものとする。

第17条 満十八歳の自然人は成年者とする。十八歳未満の自然人は未成年者とする。

第18条 成年者は完全な民事上の行為能力者とし、民事上の行為能力を独立して行使することができる。

十六歳以上の未成年者は、自己の労働収入をもって主な収入源とする 場合には、完全な民事上の行為能力者とみなす。

第19条 八歳以上の未成年者は、制限的民事上の行為能力者とし、民事上の法律行為を行使する際には、その法定代理人が代理し、またはその他の法定代理人の同意若しくは追認を経なければならない。ただし、単に利益を得る民事上の法律行為またはその年齢、知力と相応する民事上の法律行為についてはこれを独立して行使することができる。

第20条 八歳未満の未成年者は、民事上の行為無能力者とし、その法

定代理人が民事上の法律行為を代理して行う。

第21条 自己の行為を判断することができない成年者は、民事上の行 為無能力者とし、その法定代理人が民事上の法律行為を代理して行う。

八歳以上の未成年者が自己の行為を判断することができない場合に は、前項の規定を適用する。

第22条 自己の行為を完全に判断することができない成年者は、民事上の制限行為能力者とし、民事上の法律行為を行う際にはその法定代理人が代理し、またはその法定代理人の同意若しくは追認を経る。ただし、単に利益を得る民事上の法律行為またはその知力、精神的健康状況に相応する民事上の法律行為については独立して行うことができる。

第23条 民事上の行為無能力者、民事上の制限行為能力者の後見人は、 その法定代理人となる。

第24条 自己の行為を判断することができない、または完全に判断することができない成年者については、その者の利害関係人または関係組織は、当該成年者を民事上の行為無能力者または民事上の制限行為能力者として認定するよう人民法院に申請することができる。

人民法院によって民事上の行為無能力者または民事上の制限行為能力者として認定された場合、その知力、精神的健康状態の回復状況により、本人、利害関係人または関係組織の申請を経て、人民法院は、当該成年者を制限民事行為者または完全民事行為能力者に回復したことを認定することができる。

本条に定める関係組織には、居民委員会、村民委員会、学校、医療衛生機構、婦女連合会、障害者連合会、法律に基づいて設立した高齢者組織、民政部門などが含まれる。

第25条 自然人は、戸籍に登記された居所またはその他の有効な身分 登記に記載された居所を住所とする。継続的な居所と住所と一致しない 場合には、継続的な居住地を住所とみなす。

第二節 監護

第26条 父母は未成年者の子に対して養育、教育及び保護の義務を負う。

成年者となった子は父母を扶養、扶助及び保護をする義務を負う。 第27条 父母は未成年者の後見人(監護人)である。

未成年者の父母がすでに死亡または後見人としての能力を有しない場合には、次に掲げる後見能力を有する者の順に後見人を務める。

- (一) 祖父母
- (二) 兄、姉
- (三) その他後見人を務める意思を有する個人または組織。ただし、未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同意を経なければならない。

第28条 民事上の行為無能力者または民事上の制限行為能力者の成年 者は、次に掲げる後見能力を有する者の順に後見人を務める。

- (一) 配偶者
- (二) 父母、子女
- (三) その他の近親族
- (四) その他の後見人を務める意思を有する個人または組織。ただし、 被後見人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同 意を経なければならない。
- 第29条 被後見人の父母が後見人を務めている場合には、遺言により 後見人を指定することができる。
- 第30条 法律に基づいて後見資格を有する者の間の協議により後見人 を確定することができる。協議によって後見人を確定する場合には、被 後見人の真実の意思を尊重しなければならない。
- 第31条 後見人の選任に対して争いがある場合には、被後見人の住所 地の居民委員会、村民委員会または民政部門によって後見人を指定する。

関係当事者が、選任に不服を申し立てた場合には、人民法院に後見人の 指定を申請することができ、関係当事者は直接人民法院に後見人の指定 を申請することができる。

居民委員会、村民員会、民政部門または人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人にとって最も有利であるという原則に従って法により後見資格を有する者の中から後見人を指定しなければならい。

本条第1項の規定に基づいて後見人を指定される前に、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的な権利・利益が保護する者がいない状況に置かれている場合には、被後見人の住所地の居民委員会、村民委員会、法律が定める関係組織または民政部門が臨時後見人を務める。

後見人を選任された後には、無断で変更してはならない。無断に変更 された場合であっても、指定された後見人の責任は免除されない。

第32条 法に基づく後見資格を有する者がいない場合には、後見人は被後見人の住所地の居民委員会または村民委員会が務めることができる。

第33条 完全民事行為能力を有する成年者は、その近親者及びその他の後見人を務める意思を有する個人または組織と事前に協議して、書面をもって自己の後見人を指定することができる。協議によって選任した後見人は、当該成年者が民事上の行為能力の一部または全部を喪失したとき、後見責任を履行する。

第34条 後見人の責任は、被後見人を代理して民事的法律行為を行い、 被後見人の人格権利、財産権及びその他の合法的な権利・利益を保護す ることなどである。

後見人が法律に基づいて後見人としての責任を履行することによって 生じた権利は、法による保護を受ける。

後見人が後見人としての責任を履行せず、または被後見人の合法的な 利益に損害を与えた場合には、法的責任を負わなければならない。 第35条 後見人は、被後見人に最も有利であるという原則に従って後 見責任を履行しなければならない。後見人は被後見人の利益となる場合 を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年者の後見人が後見責任を履行し、被後見人の年齢と知力の情況 に基づいて被後見人の権利に関係することを決定する場合には、被後見 人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の後見人が後見責任を履行する際には、被後見人の真実の意思を最大限に尊重し、被後見人がその知力、精神健康状況に応じて民事上の法律行為を独立して履行することを保障し、かつ、これに協力しなければならない。被後見人が独立して処理する能力を有する事項に対して、後見人は干渉してはならない。

第36条 後見人に次に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は関係する個人または組織の申立てに基づいて、その後見人の資格を取消し、必要な臨時後見措置を手配し、かつ、被後見人に最も有利であるという原則に従って後見人を法律に基づいて指定する。

- (一) 被後見人の心身の健康に重大な被害を与える行為をなした場合。
- (二) 後見責任の履行を怠り、または後見責任を履行することができず、 かつ、後見責任の一部または全部を他人に委託することも拒絶し た結果、被後見人が困窮状態に置かされている場合。
- (三)被後見人の合法的な利益に重大な損害を与える等他の行為をなした場合。

本条に定める関係者及び組織には、その他後見資格を法律に基づいて 有する者、居民委員会、村民委員会、学校、医療衛生機構、婦女連合会、 障害者連合会、未成年者保護組織、法律に基づいて設立した高齢者組織、 民政部門などが含まれる。

前項に定める個人及び民政部門は人民法院に後見資格の取消しを遅滞なく申し立てない場合には、民政部門は人民法院に申立てをしなければ

ならない。

第37条 法律に基づいて被後見人の養育費、扶養費などを負担する父母、子女、配偶者などは、人民法院によって後見人の資格を取り消された後であっても、その負担する義務を継続して履行しなければならない。第38条 被後見人の父母または子女が人民法院によって後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意による犯罪をなした場合を除き、後見人が真摯に反省している状況を確認されたときは、その申立てにより、人民法院は被後見人の真実の意思を尊重する前提で、状況に応じ、その後見人資格を回復させることができる。人民法院によって指定した後見人と被後見人の関係は同時に終了する。

第39条 次に掲げる事由のいずれかがある場合には、後見関係は終了する。

- (一) 被後見人が完全民事上の行為能力を取得するまたは回復した場合。
- (二)後見人が後見能力を喪失した場合。
- (三) 被後見人または後見人が死亡した場合。
- (四) 人民法院が後見関係の終了を認定したその他の事由。

後見関係が終了した後、被後見人はなお後見を要する場合には、法律 に基づいて後見人を別途選任しなければならない。

第三節 失踪宣告及び死亡宣告

第40条 自然人が行方不明になって満2年になった場合には、利害関係人は人民法院に当該自然人を失踪者とする宣告を申請することができる。

第41条 自然人の行方不明の期間は、当該自然人が音信不通となった 日から起算する。戦争期間中に行方不明となった場合には、行方不明の 期間は戦争の終結日または関係機関が確定した行方不明の日から計算す る。 第42条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子女、父母またはその他の財産代理管理人を務める意思を有する者によって代理して管理される。

代理管理に争いがある場合、前項に定める者がいない場合、または前項に定める者が管理能力を有しない場合には、人民法院により指定した者が代理して管理する。

第43条 財産代理管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産の権益を守らなければならない。

失踪者の未払の税金、債務及び支払うべきその他の費用は、財産代理 管理人は失踪者の財産の中から支払う。

財産代理管理人は故意または重大な過失によって失踪者の財産に損失 を与えた場合には、賠償責任を負わなければならない。

第44条 財産代理管理人が、その代理管理の職責を果たさず、失踪者の財産の権益を侵害し、またはその代理管理能力を喪失した場合には、 失踪者の利害関係人は財産代理管理人の変更を人民法院に申請すること ができる。

財産代理管理人は、正当な理由を有する場合には、人民法院に財産代理管理人の変更を申請することができる。

人民法院が財産代理管理人を変更した場合には、変更後の財産代理管理人は遅滞なく元の財産代理管理人に対して関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況の報告を求める権利を有する。

第45条 失踪者が再び現れた場合には、本人または利害関係人の申請 により、人民法院は失踪宣告を取消さなければならない。

失踪宣者が再び現れた場合には、財産代理管理人に対して遅滞なく関係財産の返還及び財産代理管理状況の報告を求める権利を有する。

第46条 自然人は以下に掲げる事由のいずれかがある場合には、利害 関係人は人民法院に当該自然人の死亡宣告を申請することができる。

- (一) 行方不明になってから4年が経過した場合。
- (二) 不慮の事件により、行方不明になってから2年を経過した場合。

不慮の事件により行方不明になり、当該自然人の生存の可能性はない と関係機関による証明を経た場合には、死亡宣告の申請における2年と いう期間の制限を受けない。

第47条 同一の自然人に対して、利益関係者が死亡宣告を申請し、他 の者が失踪宣告を申請した場合には、本法が規定する死亡宣告の条件を 満たしたときは、人民法院は死亡を宣告しなければならない。

第48条 死亡宣告を受けた者は、人民法院の判決によって確定された 日を死亡した日とみなす。不慮の事件により行方不明となり死亡宣告さ れた場合には、不慮の事件が発生した日を死亡の日とみなす。

第49条 死亡を宣告されたにもかかわらず死亡していなかった場合には、当該自然人が死亡宣告を受けた期間になされた民事上の法律行為の効果に影響を及ぼさない。

第50条 死亡宣告を受けた者が現れた場合には、本人または利害関係 人の申請により、人民法院は死亡宣告を取消さなければならない。

第51条 死亡宣告を受けた者の婚姻関係は、死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告を取消した場合、夫婦関係は死亡宣告が取消された日に自動的に回復する。ただし、その配偶者が再婚していた場合または回復に同意しない旨を婚姻登記機関に書面により表明する場合はこの限りでない。

第52条 死亡宣告を受けた者は死亡宣告を受けた期間内に、その子女が法律に基づいて他人の養子になった場合、死亡宣告を取り消された後に、本人の同意を得ずに養子縁組関係の無効を主張してはならない。

第53条 死亡宣告を取り消した者は、相続法に基づいてその財産を取得した民事主体に対し、財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合、適切に補償しなければならない。

利害関係人が真実の状況を隠蔽し、死亡宣告とその財産を他人に取得

させた場合には、現物を返還しなければならないほか、これによって生 じた損失について賠償責任を負わなければならない。

第四節 個人工商業者(個人事業主に相当する)、農村請負経営者(永 小作人に相当する)

第54条 自然人が商工業に従事し、法律に基づいて登記を経た者は、個人工商世帯(個人工商戸)とする。個人工商業世帯は商屋号を付けることができる。

第55条 農村集団経済組織の構成員は、法律に基づいて農村土地請経 営権を取得し、家族請負経営を行う場合、農村請負経営世帯とする。

第56条 個人工商業世帯の債務は、個人経営の場合、個人財産をもって責任を負う。家族経営の場合、家族の財産をもって引き受ける。区別することができない場合には、家族の財産をもって引き受ける。

農村請負経営世帯の債務は農村土地請負経営に従事する農業世帯の財産をもって引き受ける。農業従事者の一部の構成員が事実上経営している場合には、当該一部の構成員の財産をもって引き受ける。

第三章 法人

第一節 一般規定

第57条 法人は民事上の権利能力と民事上の行為能力を有し、法律に基づいて独立して民事上の権利を有し、民事上の義務を負う組織である。 第58条 法人は法律に基づいて設立されなければならない。

法人は自己の名称、組織機構、住所、財産及び経費を有しなければならない。法人を設立する具体的な条件及び手続きは、法律及び行政法規の定めるところによる。

法人を設立するには、関係機関の認可を経なければならない旨が法律 または行政法規に定められている場合には、当該規定に従う。

第59条 法人の民事上の権利能力と民事上の行為能力は、法人の設立 時から生じ、法人解散時に消滅する。

第60条 法人はその全ての財産をもって独立して民事責任を負う。

第61条 法律または法人の定款に基づいて、法人を代表して民事活動 に従事する責任者を、法人の代表者とする。

法人の代表者は、法人の名をもって民事活動に従事し、その法律上の 効果は法人に帰属する。

法人の定款または権力機構が法人の代表者の代表権に制限を加えた場合であっても、善意の第三者には対抗することができない。

第62条 法人代表者が職務執行により他人に損害を被らせた場合には、 法人がその民事責任を負う。

法人が民事責任を負った場合、法律または法人の定款に基づいて、過 失のある法人代表者に対して償還責任を請求することができる。

第63条 法人はその主たる事務所の所在地を住所とする。法律に基づいて登記手続きを要する場合、その主たる事務所の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条 法人の存続期間中に登記事項の変更がある場合には、法律に 基づいて登記機関に変更登記の申請を行わなければならない。

第65条 法人の実際の状況と登記事項が一致しない場合、善意の第三 者に対して対抗できない。

第66条 登記機関は法律に基づいて法人登記に関する情報を遅滞なく公示しなければならない。

第67条 法人が合併した場合には、その合併後の法人が権利を有し、 義務を負う。

法人を分割した場合には、その権利及び義務は分割した法人が連帯し

て権利を有し、義務を負う。ただし、債権者及び債務者との間に別段の 約定が存する場合はこの限りでない。

第68条 法人は次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、法律に基づいて清算を完了し、抹消登記を終えた場合に法人が終了する。

- (一) 法人が解散した場合。
- (二) 法人が破産官告を受けた場合。
- (三) 法律が規定する他の原因。

法人の終了について、関係機関の認可を経なければならない旨を法律、 行政法規に定められている場合、その規定に従う。

第69条 次に掲げる事由のいずれかがある場合には、法人は解散する。

- (一) 法人の定款に定める存続期間が満了しまたは法人の定款に定める 解散事由が発生した場合。
- (二) 法人の意思決定機関が解散を決議した場合。
- (三) 法人の合併または分割に伴って解散する必要がある場合。
- (四) 法人が法律に基づいて営業許可書若しくは登記証書を取り消され、 閉鎖を命じられ、または抹消させられた場合。
- (五) 法律が規定する他の状況。

第70条 法人を解散する場合には、合併または分割の状況を除いて、 清算義務者は清算人会(清算組)を設立して清算を遅滞なく行わなけれ ばならない。

法人の取締役(董事)、理事など執行機関または意思決定機構の構成 員は清算義務者となる。ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場 合には、その規定に従う。

清算義務者が清算義務を遅滞なく履行せず、損害が生じた場合、民事 的責任を負わなければならない。主たる管理機関または利害関係人は、 関係者を指定して清算人会を設立して清算を行わせるよう人民法院に申 請することができる。 第71条 法人の清算手続き及び清算人会の職権は、関係する法律の定めるところに従う。定めることがなかった場合、会社法の関係規定を参考して適用する。

第72条 清算期間において、法人は存続する。ただし、清算と関係がないことに従事してはならない。

法人を清算した後の残余財産については、法人の定款または法人の権力機構の決議に基づいて処理する。法律に別段の定めるところがある場合には、その規定に従う。

清算を終了し、かつ、法人の抹消登記を完了した場合、法人は終了する。法律に基づいて登記を行うことを要しない場合、清算が終了したときに法人は終了する。

第73条 法人が破産宣告を受けた場合、法律に基づいて破産清算を行い且つ法人の抹消登記を終えた場合に、清算手続きは終結し法人は終了する。

第74条 法人は法律に基づいて支店 (分支機構) を設けることができる。 支店に関する登記をすべきことが法律、行政に必要と定められている場合、その規定に従う。

支店が自己の名をもって民事活動に従事し、これによって生じた民事 責任は法人が負う。またはまず支店が管理する財産をもって責任を負い、 責任が足りない場合、法人がその責任を負う。

第75条 設立者が法人の設立のために行った活動は、その法律上の効果はその法人に帰属する。法人の設立ができなかった場合、設立者にその法律上の効果が帰属する。設立者が2人以上の場合には、連帯して責任を負う。

設立者が法人設立のために自己の名を持って民事活動を行ったことにより生じた民事責任について、第三者は法人または設立者を選択して民事責任を請求する権利がある。

第二節 営利法人

第76条 利潤を獲得し、かつ、その株主などの出資者に分配することを目的として設立した法人は、営利法人となる。営利法人は、有限責任会社(有限責任公司)、株式有限会社(股份有限公司)及びその他の企業法人が含まれる。

第77条 営利法人は法律に基づいて登記することを経て設立する。

第78条 法律に基づいて設立された営利法人は、法人登記機関が営利法人営業許可証を交付する。営業許可証の発行日が営利法人の成立日となる。

第79条 営利法人を設立する際には、法律に基づいて法人の定款を制定しなければならない。

第80条 営利法人はその権力機関を設けなければならない。

権力機関は、法人の定款の変更、執行機関、監督機関の構成員の選任または更迭、ならびに法人の定款に定めるその他の権限を行使する。

第81条 営利法人には、執行機関を設けなければならない。

執行機関は、権力機関会議の招集、法人の経営計画または投資案の決定、法人内部の管理機関設置の決定、または法人の定款に定める他の権限を行使する。

董事会または執行董事が執行機関になる場合、董事長、執行董事または経理が法人の定款の規定に基づいて法人の代表者としてその責任を担う。董事会または執行董事が設けられていない場合、法人の定款に定める主な責任者がその執行機関及び法人の代表者となる。

第82条 営利法人が監事会または監事などの監督機関を設けている場合、監督機関は法律に基づいて法人の財務を監査し、執行機関の構成員及び高級管理者による法人の執務行為を監督し、並びに定款に定める他の権限を行使する。

第83条 営利法人の出資者は、出資者としての権利を濫用して法人ま

たはその他の出資者の利益に損害を与えてはならない。出資者としての 権利を濫用して法人またはその他の出資者の利益に損害をもたらせた場 合、法律に基づいて民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立した地位や出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益に損害を与えてはならない。法人の出資者は法人の独立した地位や出資者の有限責任を濫用して、債務逃れをし、法人の債権者の利益に著しい損害を被らせた場合には、法人の債務に対して連帯して責任を負う。

第84条 営利法人の支配株主、実質的な支配者、取締役、監査役、高級管理者はその関連する関係を利用して法人の利益に損害を与えてはならない。関連する関係を利用して法人に損害を与えた場合には、損害を賠償する責任を負わなければならない。

第85条 営利法人の権力機関、執行機関が決議を行った会議の招集手続き、議決の方法が法律、行政法規、法人の定款に違反し、または決議の内容が法人の定款に違反する場合には、営利法人の出資者は、人民法院にその決議の取消を請求することができる。ただし、営利法人が当該決議に基づいて善意の第三者と締結した民事上の法律関係には影響を与えない。

第86条 営利法人が従事する経営活動を行うとき、商業道徳を遵守し、 取引の安全を守り、政府と社会の監督を受け、社会的責任を負わなけれ ばならない。

第三節 非営利法人

第87条 公益目的またはその他の非営利の目的のために成立し、取得した利潤を出資者、設立者または会員に分配しない法人は、非営利法人となる。

非営利法人には、事業単位、社会団体、基金会、社会服務機関などが

含まれる。

第88条 法人の要件を備えて、社会経済の発展の需要に応じ、公益の服務を提供するために設立された事業単位は、法律に基づいて登記を経て設立し、事業単位法人の資格を取得する。法律に基づいて法人登記を要しない場合、設立した日から事業単位法人格を有する。

第89条 事業単位法人が理事会を設けている場合、法律に別段の規定 を有する場合を除いて、理事会がその意思決定機関となる。事業単位法 人の代表者は、法律、行政法規または法人の定款の規定に基づいて選出 される。

第90条 法人の要件を備え、会員の共通の意思に基づいて、公益目的または会員共通の利益などを実現するために設立された非営利目的の社会団体は、法律に基づいて登記を経て設立し、社会団体法人格を取得する。法律に基づいて法人登記を要しない場合には、成立した日から、社会団体法人格を有する。

第91条 社会団体法人を設立するときには法律に基づいて定款を制定 しなければならない。

社会団体法人は、会員大会または会員代表大会などの権力機関を設けなければならない。

社会団体法人は、理事会などの執行機関を設けなければならない。理 事長または会長などの責任者は法人の定款の規定に基づいて法人の代表 者を務める。

第92条 法人の要件を備え、公益の目的のために、寄付及び援助による財産を持って設立された基金会、社会服務機関などは、法律に基づく登記により成立し、寄贈法人資格(捐助法人資格)を取得する。

法律に基づいて設立された宗教活動の場所が、法人の要件を備えている場合、法人登記を申請することにより、寄贈法人資格を取得することができる。法律、行政法規に宗教活動場所に対して定めるところがある

場合には、その規定に従う。

第93条 寄付法人を設立する場合には、法律に基づいて定款を制定しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主管理組織などの意思決定機関を設け、かつ、 執行機関を設けなければならない。理事長などの責任者は法人の定款の 規定に基づいて法人の代表者が担当する。

寄付法人は監事会などの監督機関を設けなければならない。

第94条 寄付者は、寄付法人がその寄付及び援助した財産の使用、管理情況について照会し、または意見と提案を提出する権限を有し、寄付法人は遅滞なく誠実に回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機関、執行機関またはその法人の代表者の行った 決定が法律、行政法規または法人の定款の規定に違反する場合、寄付法 人などの利害関係人または主たる管理機関は、人民法院に対してその取 消を請求することができる。ただし、寄付法人が当該決定によって善意 の第三者と形成した民事上の法律関係に影響を与えない。

第95条 公益の目的のために設立した非営利法人が終了する場合には、 出資者、設立者または会員に対して剰余財産を分配してはならない。剰 余財産は法人の定款の規定または権力機関の決議に従って公益の目的の ために用いなければならない。法人の定款の規定または権力機関の決議 に従って処理することができない場合には、主たる管理機関は主導して その趣旨が同一または類似する法人に引き続き、かつ、社会公告を行う。

第四節 特別法人

第96条 本節に規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市・鎮・ 農村の合作経済組織法人、基礎大衆性の自治組織法人は、特別法人とす る。

第97条 独立した経費を有する機関及び行政権能を担う法定機関が設

立された日から、機関法人資格を有し、職務を履行するために必要な民 事活動に従事することができる。

第98条 機関法人が抹消された場合には、法人は終了し、その民事的権利及び義務はその職務を引き継ぐ機関法人が担う。その職務を引く継ぐ機関法人が存しない場合、当該機関法人の抹消を決定した機関法人が担う。

第99条 農村集体経済組織は法律に基づいて法人格を取得する。

農村集体経済組織に対して法律、行政法規に規定がある場合、その規 定に従う。

第100条 都市・農村の合作経済組織は法律に基づいて法人格を取得する。

都市・農村の合作経済組織に対して法律、行政法規に規定を設けている場合には、その規定に従う。

第101条 住民委員会、農村委員会は基礎大衆性自治組織(最も末端の 住民自治組織)法人格を有し、その職能を履行するために必要となる民 事活動に従事することができる。

農村集団経済組織を設立していない場合には、村民員会は農村集団経済組織の職能を法律に基づいて代行することができる。

第四章 非法人組織

第102条 非法人組織は法人格を有しない。ただし、法律に基づいて自己の名をもって民事活動に従事することのできる組織である。

非法人組織は個人独資企業、組合企業、法人格を有しない専門的な服 務機構などが含まれる。

第103条 非法人組織は、法律の規定に基づいて登記しなければならな

11

非法人組織の設立について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律または行政法規に定められている場合には、その規定に従う。

第104条 非法人組織の財産がその債務の弁済に不足する場合には、その出資者または設立者は無限責任を負う。法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

第105条 非法人組織は1人または複数人を当該組織の代表と定めて民事活動に従事させることができる。

第106条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、非法人組織 は解散する。

- (一) 定款に規定する存続期間の満了、または定款に規定する他の解散 事由が生じた場合。
- (二) 出資者または設立者が解散を決定した場合。
- (三) 法律に定めるその他の事由。

第107条 非法人組織を解散する場合には、法律に基づいて清算を行わなければならない。

第108条 非法人組織は、本章の規定を適用するほか、本法第3章第1 節の関係規定を参照して適用する。

第五章 民事上の権利

第109条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は法律による保護を受ける。

第110条 自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、 栄誉権、プライバシー権、婚姻に関する自己決定権などの権利を有する。 法人、非法人組織は名称権、名誉権、栄誉権などの権利を有する。 第111条 自然人の個人情報は法律による保護を受ける。如何なる組織及び個人も他人の個人情報を取得する場合には、法律に基づいて取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を不法に収集、使用、加工、伝送を行ってはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供または公開してはならない。

第112条 自然人の婚姻、家庭関係などによって生じた身分上の権利は 法による保護を受ける。

第113条 民事主体の財産権は法による平等な保護を受ける。

第114条 民事主体は法律に基づいて物権を有する。

物権は、権利者が法律に基づいて特定の物に対する直接的に支配及び 排他的な権利であり、所有権、用役物権及び担保物権が含まれる。

第115条 物には不動産及び動産が含まれる。権利を物権の客体とする 旨が法律によって定められている場合には、その規定に従う。

第116条 物権の種類及び内容は、法律によって規定する。

第117条 公共の利益の必要のため、法律が定める権利及び手続に基づいて不動産または動産を収用、徴用する場合には、公平、合理的な補償を与えなければならない。

第118条 民事主体は法律に基づいて債権を有する。

債権は、契約、権利侵害行為、事務管理(無因管理)、不当利得及び 法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対して一定の行為 をなすまたはなさないことを請求する権利である。

第119条 法律に基づいて契約が成立した場合、当事者に対して法律上 の拘束力を有する。

第120条 民事上の権利と利益が侵害された場合には、権利を侵害された者は権利を侵害した者に対して損害賠償することを請求する権利を有する。

第121条 法定または約定の義務を有さず、他人の利益の損失を避ける

ために管理を行った者は、これによって支出した必要な費用の償還を受益者に対して請求する権利を有する。

第122条 合法的な法律上の根拠がなく不当な利益を取得したことにより損失を受けた者は、その不当利得の返還を求める権利を有する。 第123条 民事主体は法律に基づいて知的財産権を有する。

知的財産権は権利者が法律に基づいて次の各号に掲げる客体について 専属的権利を有する。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 商業上の秘密
- (六) 集積回路の配置設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律に規定する他の客体
- 第124条 自然人は法律に基づいて相続権を有する。

自然人の合法的な私有財産は、法律に基づいて相続することができる。 第125条 民事主体は法律に基づいて持分権及びその他の投資的権利を 有する。

第126条 民事主体は法律が規定するその他民事上の権利を享有する。 第127条 データ、ネットワーク上の仮想財産の保護に対して法律に規 定を設けている場合には、その規定に従う。

第128条 未成年者、高齢者、障害者、婦女、消費者などの民事上の権利の保護について法律に特段な規定がある場合には、その規定に従う。第129条 民事上の権利は、民事上の法律行為、事実行為、法律に定める事件または法律が規定する他の方法によって取得することができる。第130条 民事主体は自己の意思に従って法律に基づいて民事上の権利

を行使し、干渉を受けない。

第131条 民事主体は権利を行使する場合に、法律の規定及び当事者間で合意された義務を履行しなければならない。

第132条 民事主体は、民事上の権利を濫用して国家利益、社会的な公共の利益または他人の合法的な権利と利益に損害を与えてはならない。

第六章 民事法律行為

第一節 一般規定

第133条 民事上の法律行為は民事主体が意思表示に基づいて、民事上 の法律関係の設定、変更、終了を行う行為を指す。

第134条 民事上の法律行為は、双方または三者以上の意思表示の合致 により成立させることができ、また、一方の当事者の意思表示に基づい て成立させるができる。

法人、非法人組織が法律または定款に定める決議方法及び決議手続き に基づいて決議を行ったとき当該決議行為は成立する。

第135条 民事上の法律行為には書面形式、口頭形式またはその他の形式をとることができる。法律、行政法規による規定、または当事者の合意により特定の形式をとることを約定している場合には、特定の形式を取らなければならない。

第136条 民事上の法律行為は成立した時からその効力が生じる。ただし、法律に別段の規定または当事者の間に他の合意がある場合を除く。

行為者は、法律の規定または相手方の同意を得ることなく、民事上の 法律行為の変更または解除してはならない。

第二節 意思表示

第137条 対話の方式をもって行った意思表示は、相手方がその内容を 知った時にその効力が生じる。

非対話の方法をもって行った意思表示は、相手方に到達した時にその 効力が生じる。非会話方法をもって行ったデータ電文方式をもって行っ た意思表示は、相手方が特定のシステムを指定した場合には当該データ 電文が当該特定システムによって受信された時にその効力が生じ、特定 システムが指定されていない場合には、相手方は当該データ電文が自身 のシステムに受信されたことを知りまたは知ることができた時にその効 力が生じる。当事者の間にデータ電文方法をもって意思表示の効力の発 生時期について他の合意がある場合、その合意に従う。

第138条 相手方がいない意思表示は、表示が終えたときにその効力が 生じる。法律に他の規定がある場合、その規定に従う。

第139条 公告の方法をもって行った意思表示は、公告を発したときに その効力が生じる。

第140条 行為者は明示または黙示の方法によって意思表示を行うことができる。

沈黙は法律の規定、当事者間の合意または当事者間の慣習がある場合 に限り、意思表示と見なすことができる。

第141条 行為者は意思表示を撤回することができる。意思表示の撤回 の通知は意思表示が相手方に到達する前に、または意思表示と同時に相 手方に到達しなければならない。

第142条 相手方のある意思表示の解釈については、その使用する語句に従い、関係の条項、行為の性質及び目的、慣習、並びに信義誠実の原則を踏まえて、意思表示の意味を確定しなければならない。

相手方のない意思表示の解釈については、使用する語句に完全に拘る ことなく、関係の規定、行為の性質及び目的、習慣並び誠実の原則を踏 まえて、行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第三節 民事法律行為の効力

第143条 次の各号に掲げる条件を備えた民事上の法律行為は有効とする。

- (一) 行為者が相応の民事上の行為能力を有していること。
- (二) 意思表示が真実であること。
- (三) 法律及び行政法規の強制的規定に違反することがなく、公序良俗 に反しないこと。

第144条 民事行為無能力者が行った民事上の法律行為は無効とする。 第145条 制限民事行為能力者が行った民事上の法律行為であっても、 単に利益を得る民事上の法律行為またはその年齢、知力、精神健康状態 に相応する民事上の法律行為は有効となる。その他の民事的法律行為は 法定代理人の同意または追認を得た後に効力を有する。

相手方は法定代理人に対し、通知を受けた日から1か月以内に追認するように催告することができる。法定代理人が表示を行わなかった場合、追認を拒絶したものとみなす。民事上の法律行為が追認される前において、善意の相手方は取り消す権利を有する。取消は通知の方法をもって行わなければならない。

第146条 行為者と相手が虚偽の意思表示をもって行った法律行為は無効とする。

虚偽の意思表示によって隠蔽した民事上の法律行為の効果について は、関係法律の規定に基づいて処理する。

第147条 重大な錯誤に基づいて行った民事上の法律行為は、行為者が 人民法院または仲裁機構に取消を請求する権利を有する。

第148条 相手方の一方が欺罔の手段をもって相手方の真意に反して行った民事上の法律行為について、欺罔された者は、人民法院または仲裁

機構に取消を請求する権利を有する。

第149条 第三者が欺罔行為を行い、当事者の一方が真意に反して行った民事上の法律行為について、相手方が当該欺罔行為を知るまたは知ることができたときには、欺罔を受けた者は人民法院または仲裁機構に取消を請求する権利を有する。

第150条 当事者一方または第三者が強迫の手段を用いて、相手方が真 意に反して行った民事上の法律行為について、強迫を受けた者は人民法 院または仲裁機構に取消を請求する権利を有する。

第151条 相手方が困窮状態にあり、判断能力の欠如などの状況を一方が利用したことにより、民事上の法律行為が成立したときに明らかに公平性を欠くこととなった場合には、損失を受けた一方の当事者は人民法院または仲裁機構に取消を請求する権利を有する。

第152条 次の各号に掲げる事由のいずれか該当した場合には、取消権は消滅する。

- (一) 当事者が当該取消の事由を知りまたは知ることができた日から1年以内に、重大な錯誤があった当事者が当該取消事由を知りまたは知るべき日から3ヶ月以内に、取消権を行使しなかった場合。
- (二) 当事者が強迫を受け、その強迫行為が終了してから1年以内に取消権を行使しなかった場合。
- (三) 当事者が取消事由を知ってから明示または自己の行為をもって取 消権の放棄を表明した場合。

当事者が民事上の法律行為の効力が発生した日から 5 年以内に取消権 を行使しなかった場合。

第153条 法律、行政法規の強行規定に違反する民事上の法律行為は無効とする。ただし、当該強行規定によって民事上の法律行為が無効にならない場合にはこの限りではない。

公序良俗に反する民事上の法律行為は無効とする。

第154条 行為者と相手方の間において悪意をもって通謀し、他人の合法的な権利と利益に損害を与える民事上の法律行為は無効とする。

第155条 無効または取り消された民事上の法律行為は初めから法的拘束力を有しない。

第156条 民事上の法律行為の一部が無効となり、その他の部分の効力に影響を及ぼさない場合には、その他の部分は依然として効力を有する。 第157条 民事上の法律行為は、無効、取消またはその効力が生じないことが確定した後、行為者は当該行為により取得した財産を返還しなければならない。返還することができないまたは返還する必要がない場合には、金銭に換算して補償しなければならない。過失のある一方当事者は、相手方がこれによって被った損失を賠償しなければならない。各当事者のいずれにも過失がある場合、各自が相応する責任を負わなければならない。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。

第四節 条件付き民事法律行為及び期限付き民事法律行為

第158条 民事上の法律行為には条件を付することができる。ただし、その性質にしたがって条件を付けてはならない場合この限りでない。効力が生じる条件が付された民事上の法律行為は、その条件を備えたときから効力が生ずる。解除条件付民事法律行為は、その条件を備えたときから効力を失う。

第159条 条件付民事上の法律行為は、当事者が自己の利益のために条件を成就することを不当に阻止した場合には、条件を成就したものとみなす。その条件を不当に成就させた場合、条件を成就していないものとみなす。

第160条 民事上の法律行為には期限を付することができる。ただし、 その性質に従って期限を付してはならない場合はこの限りではない。効 力が発生する期限を付した民事上の法律行為は、その期限が満了したと きからその効力が生じる。終了期限付民事上の法律行為は、その期限が 満了したときにその効力を失う。

第七章 代理

第一節 一般規定

第161条 民事主体は代理人を通して民事上の法律行為を行うことができる。

法律の規定、当事者間の合意または民事上の法律行為の性質に基づいて、本人が自ら行わなければならない民事上の法律行為については、これを代理してはならない。

第162条 代理人がその代理権限内において、本人の名をもって行った 民事上の法律行為は、本人に対してその効力が生じる。

第163条 代理には委託代理と法定代理が含まれる。

委託代理人は本人の委託に従って代理権を行使する。法定代理人は法 律の規定に基づいて代理権を行使する。

第164条 代理人がその職責を履行せず、または完全に履行せずに、本人に損害を被らせた場合には、民事責任を負わなければならない。

代理人と相手方が悪意をもって通謀し、本人の合法的な権利・利益に 損害を被らせた場合には、代理人と相手方は連帯して責任を負わなけれ ばならない。

第二節 委託代理

第165条 委託代理が書面の形式をとる場合、授権委託書に代理人の氏名または名称、代理事項、権限及び期限を明記し、本人が署名または捺印をしなければならない。

第166条 数人が同一の代理事項の代理人となる場合には、代理権を共同して行使しなければならない。ただし、当事者の間において別段の合意がある場合を除く。

第167条 代理人は代理事項が違法であることを知りまたは知るべきでありながら代理行為を行った場合、若しくは本人は当該代理行為が違法であることを知り、または知るべきでありながら反対しなかった場合、本人及び代理人は連帯して責任を負わなければならない。

第168条 代理人は本人の名義をもって自己と民事行為をなしてはならない。ただし、本人の同意、追認がある場合を除く。

代理人は本人の名義をもって自己が同時に代理しているその他の者と 民事上の法律行為を行ってはならない。ただし、代理する本人の双方の 同意、追認がある場合を除く。

第169条 代理人は第三者に代理を再委託する場合には、本人の同意または追認を得なければならない。

代理の再委託が本人の同意または追認を得た場合、本人は代理事務について再委託先の第三者に直接的に指示することができ、代理人は第三者の選任及び第三者の指示のみについて責任を負う。

代理の再委託が本人の同意または追認を得ていない場合には、代理人は再委託先の第三者が行った行為に対して責任を負わなければならない。ただし、緊急事態の下で代理人が本人の利益を守るために第三者に再委託する必要がある場合はこの限りではない。

第170条 法人または非法人組織の任務を執行する者がその職務権限内 の事項について法人または非法人組織の名義をもって民事上の法律行為 を行った場合には、その効果は法人または非法人組織に帰属する。

法人または非法人組織がその任務を執行する者の職権権限に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第171条 行為者に代理権がなく、越権代理または代理権が消滅した後

に、再び代理行為を行った場合、本人の追認を得ない限り、本人に対し てその効力が生じない。

相手方は通知の届いた日から1か月以内に追認するよう本人に催告することができる。本人が何らの表示をしなかった場合、追認を拒絶したものとみなす。行為者が行った行為を追認する前であれば、善意の相手方は取消す権利を有する。取消は通知の方法をもって行わなければならない。

行為者が行った行為が追認されなかった場合、善意の相手方は行為者 に対して債務の履行または被った損害賠償を請求する権利を有する。た だし、賠償範囲は本人が追認したときに相手方が得ることのできる利益 を超えてはならない。

相手方が代理人の無権代理を知っているまたは知るべきである場合に は、相手方及び行為者は各自の過失に従って責任を負う。

第172条 行為者に代理権がなく、越権代理または代理権が消滅した後にも関わらず代理行為を行った場合であっても、相手方に行為者が代理権を有することを信じる理由があるときは、代理行為は有効となる。

第三節 代理の終了

第173条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、委託代理は終了する。

- (一) 代理期間の満了または代理事務が完了した場合。
- (二) 本人が委託を取消し、または代理人を辞任した場合。
- (三) 代理人が民事上の法律行為能力を喪失した場合。
- (四) 代理人または本人が死亡した場合。
- (五) 代理人または本人たる法人、非法人組織が終了した場合。

第174条 本人が死亡後に、次各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、委託代理人が行った代理行為は有効とする。

- (一) 代理人が本人の死亡を知らず、かつ、知り得ない場合。
- (二) 本人の相続人が承諾した場合。
- (三) 代理権が代理事項の完成時に終了することを授権にあたって明確 にされている場合。
- (四) 本人が死亡する前に実施され、本人の相続人の利益のために代理 を継続した場合。

本人たる法人、非法人組織が消滅した場合、前項の規定を準用する。 第175条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、法定代理は終 了する。

- (一) 本人が完全な民事上の行為能力を取得または回復した場合。
- (二) 代理人が民事上の行為能力を喪失した場合。
- (三) 本人または代理人が死亡した場合。
- (四) 法律に規定するその他の事由が発生した場合。

第八章 民事責任

第176条 民事主体は法律の規定及び当事者間の合意に基づいて民事上 の義務を履行し、責任を負う。

第177条 2人以上の者は責任を区分して負い、責任の区分を確定する ことができる場合には、各自が区分に応じた責任を負う。責任の区分を 確定することができない場合には、均等に責任を負う。

第178条 2人以上の者が法律に基づいて連帯して責任を負う場合には、権利者は連帯して責任を負う者に対して責任の一部または全部についてを請求することができる。

連帯して責任を負う者が負う責任の部分について、各自の責任の区分に基づいて確定する。責任を区分することが難しい場合には、均等に責

任を負う。実際に負担した責任が自己の責任の割合を超えた連帯責任者 は、その他の連帯責任者に償還を請求する権利を有する。

連帯責任は、法律が規定し、または当事者が約定する。

第179条 民事責任を請求する方法として、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四)財産の返還
- (五) 原状の回復
- (六) 修理、作り直し、交換
- (七) 履行の継続
- (八) 損失の賠償
- (九) 違約金の支払い
- (十) 影響の除去、名誉の回復

(十一) 謝罪

法律に懲罰的な損害賠償が定められている場合、その規定に従う。

本条に規定する民事的責任を負う方法は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。

第180条 不可抗力により民事上の義務を履行することができなかった 場合には、民事責任を負わない。法律に別段の規定がある場合には、そ の規定に従う。

不可抗力は、予見することができず、回避することができず、かつ、 克服することができない客観的な状況をいう。

第181条 正当防衛によって損害をもたらした場合には、民事責任を負わない。

正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、防衛行為をなした者は適当な民事責任を負わなければならない。

第182条 緊急避難により損害をもたらした場合には、危険な状態の発生を招いた者が民事責任を負う。

危険が自然によって発生したものである場合、緊急避難行為者は、民 事責任を負わず、適当な補償を与えることができる。

緊急避難のためにとった措置が不当であり、または必要な限度を超えたため、あるべきでない損害をもたらした場合、緊急避難行為をなした者は適当な民事責任を負わなければならない。

第183条 他人の民事上の権益を保護したため自己が損害を被った場合には、不法行為者は民事責任を負い、受益者は適当な補償を与えることができる。不法行為者が不存在の場合、逃亡した場合、または民事責任を負う能力がない場合において、被害者が補償を請求する場合、受益者は、適当な補償を与えなければならない。

第184条 自己の意思に基づいて行った緊急救助の行為により救助を受けた者に損害が生じた場合、救助者は民事的責任を負わない。

第185条 英雄烈士などの氏名、肖像、名誉または栄誉に損害を与え、 社会的な公共利益に損害を与えた場合には、民事責任を負わなければな らない。

第186条 当事者の一方の違約行為によって、相手方の身分の権益または財産的な利益に損害を与えた場合には、被害者は違約責任または違法責任を選択してその責任の履行を請求する権利を有する。

第187条 民事主体が、同一行為による民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない場合において、行政責任または刑事責任を負うことが民事責任に影響を及ぼすことはない。民事主体の財産が弁済に不足する場合、民事責任を優先して負わせる。

第九章 訴訟時効

第188条 人民法院に対して民事上の権利の保護を請求する訴訟の時効は3年とする。法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

訴訟時効の期間は、権利者がその権利に損害を受けたこと及び義務者を権利者が知り、または知るべきであった日から起算する。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。ただし、権利者が損害を受けた日から20年を超えている場合には、人民法院はこれを保護しない。特段の事由がある場合には、人民法院は権利者の申請に基づいて延長を決定することができる。

第189条 当事者は同一債務について期限を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効期間は最後の履行期限が満了した日から起算する。 第190条 民事上の無能力者または民事上の制限行為能力者の法定代理人に対する請求権に関わる訴訟時効期間は、当該法定代理が終了した日から計算する。

第191条 未成年者が性的な被害を受けた場合の損害賠償の請求権の訴訟時効期間は、被害者が18歳になった日から計算する。

第192条 訴訟時効の期間が満了した場合、義務者は義務を履行しないことにつき抗弁を提出することができる。

訴訟時効期間が満了した後に、義務者が自己の意思をもって履行に同意した場合、訴訟時効期間の満了を抗弁してはならない。義務者はすでに任意で履行している場合には、返還請求してはならない。

第193条 人民法院は訴訟時効の規定を自ら進んで適用してはならない。

第194条 訴訟時効期間の最後の6か月内において、次の各号に掲げる 事由によって請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止す る。

- (一) 不可抗力
- (二) 行為無能力者または民事上の制限行為能力者に法定代理人がいないとき、または法定代理人が死亡し、代理権を喪失し、または民事上の行為能力を喪失していた場合。
- (三) 相続が開始後、相続人または遺産管理人を確定していない場合。
- (四) 権利者が義務者またはその他の者によって支配されていた場合。
- (五) その他の権利者が請求権を行使することができない障害がある場合。 時効停止の自由が除去された日から6か月が経過した場合に、訴訟時 効期間は、満了する。

第195条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、訴訟時効は中断する。

中断または関係手続きが終了した時から、訴訟時効は改めて計算する。

- (一) 権利者が義務者に履行請求を提出した場合。
- (二) 義務者が義務の履行に同意した場合。
- (三) 権利者が訴訟または仲裁を申し立てた場合。
- (四) 訴訟の提起または仲裁の申し立てと同様な効果を有するその他の 事由。

第196条 次の各号に掲げる請求権には訴訟時効の規定を適用しない。

- (一) 侵害の停止、障害の排除、危険の除去の請求。
- (二) 不動産物権及び登記された動産物権の権利者による財産の返還請求。
- (三) 扶養費及び養育費の支払請求。
- (四) 法律に基づいて訴訟時効を適用しないその他の請求権。

第197条 訴訟時効の期間、計算方法及び停止・中断事由は法による定め、当事者間の合意は無効とする。

訴訟時効の利益について当事者による事前放棄は無効とする。

第198条 法律に仲裁の時効に規定がある場合には、その規定を適用する。規定がない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第199条 法律の規定または当事者間の合意による取消権、解除権などの権利の存続期間は、法律に別段の規定がある場合を除いて、権利者はその権利の発生を知り、または知るべきであった日から計算し、訴訟時効の停止、中断及び延長に関する規定が適用されない。存続期間が満了した場合には、取消権、解除権などの権利は消滅する。

第十章 期間の計算

第200条 民法が指す期間は西暦の年、月、日、時間で計算する。 第201条 年、月、日に従って期間を計算する場合、開始の当日は算入 せず、次の日から計算を開始する。

時間により期間を計算する場合には、法律の規定、または当事者間が 約定した時から計算を開始する。

第202条 月、年により期間を計算する場合には、期間が到来する月の相当する日を期間の最終日とし、相当する日がない場合には、月末の日を期間の最後の日とする。

第203条 期間の最後日が法定休日である場合、法定休日が終了した翌日を期間の最終日とする。

期間の最終日の満了時間は24時とする。業務時間がある場合には、 業務活動の停止時間を満了時とする。

第204条 期間の計算方法は本法の規定に従う。ただし、法律に別段の 規定があり、または当事者の間に他の合意がある場合はこの限りでない。

第十一章 附則

第205条 民法にいう「以上」、「以下」、「以内」及び「満了」には、その数字が含まれ、「未満」、「超過」及び「以外」には、その数字が含まれない。

第210条 本法は2017年10月1日から施行する。

追記:この翻訳は、2017年3月27日に脱稿したが、掲載が遅れた。 本翻訳と同様なものは下記のとおりである。

- 朱曄・小田美佐子 [訳] 「中華人民共和国民法総則(小特集 中国における 「民法総則」の制定)」法律時報89(5)、67-78、2017年5月
- 王晨翻[訳]「中華人民共和国民法総則草案(第三次審議稿)(全国人民代表大会常務委員会、2016年12月)」法学雑誌 63(2)、465-433、2017年6月
- 銭偉栄 [訳] 「中華人民共和国民法総則」松山大学論集 29 (2)、251-293、 2017年 6 月
- 胡光輝・王毓茜 [訳] 「外国法邦訳 中華人民共和国民法総則の概説と邦訳 (上)」戸籍時報 (759)、34-43、2017年10月
- 胡光輝・王毓茜 [訳] 「外国法邦訳 中華人民共和国民法総則の概説と邦訳 (中)」戸籍時報(761)、20-29、2017年11月
- 胡光輝・王毓茜 [訳] 「外国法邦訳 中華人民共和国民法総則の概説と邦訳 (下)」戸籍時報 (762)、33-42、2017年12月